

兵庫県公報

平成29年2月10日 金曜日 第2873号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 国土調査の成果の認証（同）	1
○ 保安林の指定の解除予定（豊かな森づくり課）	2
○ 保安林の指定施業要件の変更予定（同）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	4
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	4
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	4
○ 重要調整池に係る検査の結果（但馬県民局）	5
公 告	
○ 入札公告（但馬県民局）	5
選挙管理委員会告示	
○ 公職選挙執行規程の一部を改正する規程	12
内水面漁場管理委員会公告	
○ 平成29年度増殖基準数量	12
警察本部公告	
○ 入札公告	13

告 示

兵庫県告示第111号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を平成29年1月30日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この変更計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

平成29年2月10日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農地整備事業（経営体育成型）	青木地区	平成29年2月10日から 同 年3月2日まで	宍粟市役所

兵庫県告示第112号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成29年 2月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成25年5月から平成27年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市福良乙の一部（福良乙Ⅲ）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市福良乙の一部
- (5) 認証年月日
平成29年1月30日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成25年5月から平成27年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市福良丙の一部（福良丙Ⅳ）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市福良丙の一部
- (5) 認証年月日
平成29年1月30日
- 3 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成25年8月から平成27年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市阿那賀の一部（阿那賀Ⅱ）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市阿那賀の一部
- (5) 認証年月日
平成29年1月30日



兵庫県告示第113号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成29年 2月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所
淡路市里字海平880の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第114号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定

である。

平成29年 2月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
姫路市夢前町筋野字南谷1631の9、1631の10、字小屋ヶ谷1665
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第115号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、姫路市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 2月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業期間
平成29年 1月30日から同年 3月17日まで
- 3 作業地域
姫路市山野井町地内



兵庫県告示第116号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 2月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量（再設））
- 2 作業期間
平成29年 2月15日から同年 3月31日まで
- 3 作業地域
西宮市小松南町一丁目192番2地先



兵庫県告示第117号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、淡路市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 2月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類

公共測量（4級水準測量及び数値図化（地図情報レベル1000））

2 作業期間

平成29年 2月 1日から同年 3月29日まで

3 作業地域

淡路市多賀及び柳澤地内



兵庫県告示第118号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年 2月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 作業種類

公共測量（3級基準点測量）

(2) 作業期間

平成27年 4月 6日から同月30日まで

(3) 作業地域

尼崎市東大物町2丁目、東園田町8丁目、額田町及び金楽寺町2丁目

2 (1) 作業種類

公共測量（3級基準点測量）

(2) 作業期間

平成27年 4月16日から同年 5月29日まで

(3) 作業地域

尼崎市長洲本通1丁目



兵庫県告示第119号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年 2月10日から供用を開始する。

その関係図面は、平成29年 2月10日から2週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年 2月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 宍粟新宮線	宍粟市山崎町中比地字向河原131番17から 同 市山崎町下比地字中川212番1まで	旧	8.0から 15.0まで	265.0	
		新	8.0から 15.0まで 8.0から 24.0まで	265.0 318.0	



兵庫県告示第120号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

については、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦

覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成29年2月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称 朝日興業株式会社

代表者の氏名 文 昌 宣

住所 神戸市中央区雲井通4丁目2-11

2 特定建築物等の名称及び所在地

名称 神戸市中央区雲井通4丁目ビル 新築工事

所在地 神戸市中央区雲井通4丁目338番、339番

3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

縦覧期間 平成29年2月10日から同月23日まで

4 住民意見書の提出期間及び提出先

提出期間 平成29年2月10日から同月23日まで

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



兵庫県告示第121号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

平成29年2月10日

但馬県民局長 秋 吉 秀 剛

1 重要調整池の所在地

美方郡香美町村岡区味取字島井南平48番3

2 重要調整池の所有者等の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 所有者の名称

石井建材株式会社

(2) 住所（主たる事務所の所在地）

美方郡香美町村岡区村岡2952番地

(3) 代表者の氏名

田 村 隆

公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成29年2月10日

契約担当者

但馬県民局長 秋 吉 秀 剛

1 入札に付する事項

(1) 工事名

(主) 豊岡竹野線（仮称）城崎大橋 橋梁下部（P3、P5橋脚）工事（以下「本件工事」という。）

(2) 工事場所

兵庫県豊岡市城崎町楽々浦

(3) 工事概要

工種 一般土木工事

工法 P3橋脚工（高さ 13.2メートル） 1.0基

基礎工（鋼管矢板基礎 長さ 44.0メートル） 60.0本

P 5 橋脚工 (高さ 8.5メートル) 1.0基
基礎工 (鋼管矢板基礎 長さ 44.5メートル) 92.0本

(4) 工期

着工の日から630日間

(5) 電子入札の実施

本件入札に係る入札参加申込み及び入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、紙による入札参加申込み又は紙による入札を希望する者は、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加申込み及び入札を行うことができる。

(6) 技術提案の受付

本件工事は、工事目的物の品質について、入札時に技術提案を受け付ける入札時V E方式の試行工事である。また、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後V E方式の試行工事である。

(7) 落札方式

本件工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案型）の試行工事である。

2 応募方法

特別共同企業体による。

3 入札参加資格

本件工事の入札に参加することができる資格を有する者は、一般競争入札等に参加する者に必要な資格等（昭和41年兵庫県告示第149号）に基づく兵庫県の建設工事に係る入札参加資格取得（登録）者又は入札書の提出期限日までに入札参加資格を取得（登録）した者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 特別共同企業体の構成員の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による土木工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

ウ 兵庫県の建設工事の一般競争入札参加資格を取得（登録）しており、その工種が一般土木工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が本契約締結予定日（平成29年6月中旬予定・議決日以降）までであること。

なお、確認基準日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が本契約締結予定日までに失効する場合は、開札後の総合評定値通知書の確認日において本契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ 建設業法の規定による土木一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が、代表構成員にあつては1,200点以上、その他の構成員にあつては1,030点以上であること。

カ 平成13年度以降に、次に掲げる工事を、それぞれ元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）として完成した施工実績（工事が完成し、その引渡しが完了したもの）を有すること。

(7) 代表構成員にあつては、基礎型式が鋼管矢板基礎で杭長が35メートル以上の工事

(4) その他の構成員にあつては、1件の請負工事完成額が1億円以上の一般土木工事

キ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下「会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等」という。）がなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ケ 本件工事に係る設計業務等の受託者でなく、また次の(イ)又は(ウ)に該当しないこと。

(7) 本件工事に係る設計業務等の受託者

八千代エンジニアリング株式会社

(4) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超

える出資をしている者

(7) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

コ 入札参加資格の確認基準日は、下記6(1)に定める入札参加申込書等の提出期限の日とする。

(2) 特別共同企業体の資格要件

ア 特別共同企業体の構成員は、4者（「代表構成員」1者、「その他の構成員」3者から構成）とし、それぞれの出資比率が20パーセント以上であること。

また、各構成員が、兵庫県建設工事に係る特別共同企業体取扱要綱に定める資本関係又は人的関係にある者（関係する会社）にないこと。

イ 特別共同企業体の代表構成員は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であること。

また、出資比率は構成員中最大であること。施工能力の判定は、原則として建設業法の規定による当該工種に係る経営事項審査結果の総合評定値の点数が大きい者とする。

なお、その総合評定値の格差が僅少であることにより両者の施工能力が近接していると合理的に判断される場合にあつては、本件工事の施工に特殊技能等を必要とする場合のほかは、構成員の自主的な評価によって決定することができる。

ウ 特別共同企業体の結成方法は、自主結成とし、本件入札に関して他の特別共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

エ 特別共同企業体の構成員の一部が、入札参加申込締切後に会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等がなされたこと又は入札参加資格制限に該当したこと若しくは指名停止を受けたこと（以下「倒産等」という。）により、その企業体の構成員の資格を失った場合においては、平成29年4月12日（水）までの間、その企業体の残存構成員は、資格を失った構成員に代わる構成員を補充した上で、新たな特別共同企業体を結成し、入札参加の申込みを行うことができ、新たな入札参加申込者が入札日までに入札参加資格の確認を受けたときは、入札に参加することができる。

オ 特別共同企業体の全ての構成員は、本件工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置すること。

(3) 配置予定技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法の規定による土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本件工事現場に専任で配置できること。

また、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であつて、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

なお、監理技術者については、代表構成員が配置すること。

(7) 1級土木施工管理技士又は技術士（建設部門）の資格を有すること。

(i) 平成13年度以降に、基礎型式が鋼管矢板基礎で杭長が35メートル以上の工事の施工経験を有すること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

また、本件が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、本件工事現場に専任で配置すること。

なお、契約工期中は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、当該配置技術者を変更することを認めない。

(4) VE提案に関する要件

入札参加申込時に、VE提案書を提出すること（記載漏れのある提案書は受け付けない。）。また、VE提案を行う場合には、その提案が適正であること。

VE提案書の提出に当たっては、別に定めるVE提案書作成要領により作成すること。

なお、提出されたVE提案書を評価した結果、加算点が0点の者若しくは最低限の要求要件を1項目でも満たしていない者は、提案を不適として入札参加資格を与えない。また、VE提案に係る技術・社会貢献評価数値の加算対象としない。

4 契約条項等を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等及び下記7(5)ケで提出を求める誓約書については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

平成29年2月10日(金)から同年4月17日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 閲覧場所(公告事務を担当する事務所:問合せ先)

〒668-0025 豊岡市幸町7-11

兵庫県但馬県民局総務企画室財務課

電話(0796)26-3606

5 入札説明書及び入札参加資格確認資料等並びに誓約書及び設計図書の交付

(1) 交付期間

ア 入札説明書及び入札参加資格確認資料等

平成29年2月10日(金)から同年3月13日(月)まで

イ 誓約書及び設計図書(仕様書、設計書及び図面をいう。以下同じ。)

平成29年2月10日(金)から同年4月17日(月)まで

(2) 交付方法

兵庫県のホームページ(<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>)に掲示して様式等を提供する。

なお、様式等は、兵庫県庁ホームページの「入札・公売情報」→「入札・公売情報」の中の「入札情報サービス」(<https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>) (以下「入札情報サービス」という。)→「入札公告」→「検索」→本件工事の「工事名称」→「公告文書等」の中の「Download」の順にクリックして各画面を開き、ダウンロードにて保存することにより取得すること。

6 入札参加の手続

本件工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書(以下「申込書」という。)、入札参加資格確認資料及びVE提案書(以下2つを合わせて「資料」という。)を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

平成29年2月13日(月)から同年3月13日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

毎日午前9時から午後4時まで(資料の提出については、正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出方法

ア 入札参加申込書は、電子入札システムを使用して送信する。

なお、入札参加申込みを有効に行うためには、入札参加申込書の情報が、提出期間中に、契約当事者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイル(以下「電子計算機ファイル」という。)に記録されなければならない。

また、入札参加申込書を送信した者は、証拠として参加申込書受信確認通知を保管しておくこと。

イ 入札参加の申込みに使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ、特別共同企業体の代表構成員の兵庫県建設工事入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者の名義で取得して、そのICカード情報を兵庫県の電子入札システムに登録したものとす。

ウ 資料は、上記4(2)の場所に持参する。

7 入札手続等

(1) 入札期間

平成29年4月18日(火)から同月19日(水)まで

毎日午前9時から午後5時まで(4月19日(水)は午後4時まで)

(2) 開札日時

平成29年4月20日(木)午前11時から

(3) 入札方法等

ア 入札書に必要な事項を入力し、電子入札システムを使用して送信すること。

イ 第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書(金抜設計書の全ての項目について確認できるもの)及び採択されたVE提案書を、平成29年4月19日(水)午後4時までに上記4(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(4) 入札保証金及び契約保証金

要

(5) 入札に関する条件

ア 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が、電子計算機ファイルに所定の入札期間内に記録されること。

イ 所定の額の入札保証金が納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 電子計算機ファイルに記録されるべきものが分明であること。

オ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入力された金額に100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入力すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

カ 入札に使用したICカードが、入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者が取得したものであり、かつ、やむを得ない事由があると契約担当者が認めた場合を除き、入札参加の申込みを使用した名義人のものであること。

キ 第1回目入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）及び採択されたVE提案書を、平成29年4月19日（水）午後4時までに上記4(2)の場所に提出すること。

ク 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度入札において上記イからカまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ウに違反し無効となったもの以外の者

ケ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札決定後、直ちに落札者が暴力団でないこと等についての誓約書及び落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出すること。

(6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。

エ ICカードを不正に使用した入札は無効とする。

オ 下記12(4)により技術者を追加して配置しなければならない場合において、必要な技術者を追加して専任で配置できない者のした入札は無効とする。

カ 総合評価に関する提案について、採択されたVE提案書に記載した内容と異なる提案をもってした入札は、無効とする。

8 総合評価に関する事項

(1) 評価項目及び評価指標

評価項目及び評価指標については、次のとおりとする。

ア 工事目的物の性能・機能に関する事項については、品質管理並びに品質・出来形管理を評価項目とし、品質管理についてはコンクリート（頂版コンクリート含む）の品質確保・向上のための施工方法とその効果を評価指標とし、品質・出来形管理については鋼管矢板基礎の品質確保・向上と出来形確保のための施工方法とその効果を評価指標とする。

イ その他に関する事項については、地域企業の活用を評価項目とし、技術力向上などの地元貢献を評価指標とする。

(2) 総合評価の方法

総合評価は、入札者の提案内容に応じて付与される得点（標準点＋加算点）を入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

発注者が提示する最低限の要求要件を全て満たしていれば、標準点100点を付与する。

加算点は、上記(1)の各評価指標の審査点を合算した点数とし、最大12点とする。

評価項目ごとの配点、評価基準、最低限の要求要件等については、V E 提案書作成要領の添付資料「(別表-1) 評価項目等一覧」を参照のこと。

評価値の計算において入札価格の単位は億円とし、審査点、加算点及び求める評価値は小数位3桁(4位四捨五入)とする。

(3) 落札者の決定方法

ア 次の(ア)から(ウ)の要件に該当する入札者のうちから、上記(2)の評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなことがある。

(ア) 入札価格が財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内にあること。

(イ) 入札者の評価項目に関する提案が、最低限の要求要件を満たしていること。

(ウ) 評価値が、基準評価値を下回らないこと。

※基準評価値：予定価格の算定の前提となる状態で付与される得点(標準点)を予定価格で除した数値。

イ 地方自治法施行令第167条の10の2第2項の規定に基づき低入札価格調査基準価格を設けているので、調査基準価格を下回った入札が行われたときには、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審査の上、落札者を決定する。

なお、調査の対象となった者は、この調査に協力すること。

ウ 落札者となるべき評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合においてくじを引くことを辞退できない。

(注) 評価項目、配点、評価基準等に関する詳細は、別添のV E 提案書作成要領による。

9 評価内容の担保

(1) 受注者の責に帰すべき理由により、入札時に提示された提案内容が履行されない場合は、実際の履行内容に基づいて加算点の再計算を行い、入札時の評価値を確保するのに見合う金額を請負金額から減額する。また、悪質な不履行が行われた場合は、建設工事請負契約書第47条第1項第4号の規定により、契約を解除する場合がある。

(2) 現場条件の変更や天候不良等の不測の事態により、入札時に提示された提案内容が履行できなかった場合は、受注者は契約担当者に対してその理由を書面により申し出ることができる。

なお、申し出た理由が、受注者の責によらないと認められた場合は、上記(1)を適用しないこととする。

10 契約の締結

(1) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書及び落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

(2) 工事請負契約の締結に当たっては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を要するので、落札決定の日から7日以内に、兵庫県が作成した建設工事請負契約書により仮契約を締結し、議会の議決を経た後、本契約を締結する。

(3) 落札決定後議会の議決までの間に、落札者である特別共同企業体の構成員が倒産等となった場合は、仮契約を締結せず、仮契約を締結しているときは仮契約を解除する。ただし、落札者が、資格を失った構成員を除いて特別共同企業体協定書を変更して、その協定書を議案の上程日までに提出し、変更後の特別共同企業体の構成員が3者となっている場合において、仮契約を締結していないときには仮契約を締結することがあり、仮契約を締結しているときには締結している仮契約を解除せずに一部変更の仮契約を締結することができる。

11 支払条件

支払条件は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 年割支払 | 有 |
| (2) 前金払 | 有 |
| (3) 中間前金払 | 有 |
| (4) 部分払 | 有 |

(5) 中間前金払と部分払の選択該当工事の別 有

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約を締結した者は、次のア、イを兵庫県に提出すること。

ア 本件工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

イ 下請契約等及び本件工事に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣契約（以下「労働者派遣契約」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「適正な労働条件等確保特記事項」第2項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

(3) (2)の誓約書の写しの提出がない場合には、工事成績評定点を減点する。

(4) 調査基準価格を下回った場合の措置

ア 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを入札者からの提出資料、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、審査の上、落札決定する。

イ その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、特別重点調査基準価格（直接工事費については90%、共通仮設費については70%、現場管理費については90%、一般管理費については55%をそれぞれ乗じて得た価格を合計したもの）を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。

また、特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ、上記に示す特別重点価格を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある（詳細は、「低入札価格特別重点調査について」を参照のこと）。

ウ 調査基準価格を下回った入札を行った者に対しては、開札後の平成29年4月20日（木）午後5時までに連絡するものとし、資料の提出は平成29年4月27日（木）午後5時までにを行うものとする。

なお、事情聴取の日時、場所等必要な事項は別途通知する。

資料の提出が一部でもない場合、内容に不備がある場合及び事情聴取に応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として失格とする。

エ 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に、3(3)アに定める代表構成員が配置する監理技術者の要件と同一の要件（3(3)ア(イ)に掲げる施工経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

なお、当該技術者はいずれかの構成員が配置するものとし、施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

(5) 入札参加資格を取得（登録）していない者は、兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課あて申請し、開札時まで取得（登録）することを条件として、契約担当者の入札参加資格確認を受けることができる。

(6) 詳細は入札説明書による。

(7) 問い合わせ先

上記4(2)と同じ。

(8) 入札結果については、落札決定後、兵庫県但馬県民局総務企画室財務課にて落札決定日の翌日までに公表します。また、契約締結後速やかに、兵庫県ホームページ入札情報サービスシステム（アドレス <https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>）にて公表します。

13 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Nature and quantity of the service to be required:

Construction work for the substructure (piers No.3 and No.5) of the Kinosaki-Ohashi Bridge (tentative name) along the major local road Toyooka-Takeno Route.

(2) Outline of the construction

Method of construction:

The height of pier No.3: 13.2 meters, 1 pc
 The length of steel pipe sheet piles for foundation: 44.0 meters, 60 pcs
 The height of pier No.5: 8.5 meters, 1 pc
 The length of steel pipe sheet piles for foundation: 44.5 meters, 92 pcs

(3) Deadline for the submission of tender application forms:
 16:00 March 13, 2017

(4) Deadline for tender:
 16:00 April 17, 2017

(5) Contact:
 General Affairs Office, Tajima District Administration Office, Hyogo Prefectural Government
 7-11, Saiwai-cho, Toyooka, Hyogo 668-0025
 Tel (0796) 26-3606

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第7号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年2月10日

兵庫県選挙管理委員会
 委員長 立石幸雄

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和47年選挙管理委員会告示第43号）の一部を次のように改正する。
 第94条の見出し中「等」を「の印」に改め、同条中「は、折り合わせとし、これ」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

内水面漁場管理委員会公告

兵内漁委指示第73号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、平成29年度における第5種共同漁業の漁業権者が実施すべき増殖の基準数量を次のとおり指示した。

平成29年2月10日

兵庫県内水面漁場管理委員会
 会長 近藤敬三

1 増殖の基準数量

平成29年度 増殖基準数量

免許番号	河川名	種 苗 放 流													
		あゆ (kg)	こい (尾)	ふな (尾)	うなぎ (kg)	にじます (尾)	あまご (尾)	やまめ (尾)	さくらます (尾)	いわな (尾)	まはぜ (尾)	わかさぎ (万粒)	もろこ (尾)	もくずがに (尾)	すっぽん (尾)
1	猪名川	120		4,000	10	5,000	1,000					200		500	200
2	武庫川	50		1,000	10	1,000									
3	羽束川	50			10	1,000	1,000			1,000					
4	加古川	1,000		10,000	200	3,000	5,500					300	1,000	7,500	
5	市川	600		2,000	15	1,000	3,000								
6	夢前川	250													
7	揖保川	2,400		3,000	50	2,500	10,000			1,000		300		1,000	200
8	千種川	2,000		2,000	20		5,000					100		1,000	
9	竹田川	30		1,000											

10	円山川	2,000		9,000	20	3,000	やまめに含む	10,000	やまめに含む		5,000			1,000	
11	竹野川	90		1,000	10	1,000	やまめに含む	1,000						1,000	
12	矢田川	700		1,000	10	1,000		1,200	やまめに含む	800				1,000	
13	岸田川	300		1,000	10			3,000	やまめに含む	800				1,000	
	計	9,590		35,000	365	18,500	25,500	15,200		3,600	5,000	900	1,000	14,000	400

免許番号	河川名	産卵場造成						
		おいかわ (箇所)	うぐい (箇所)	よしのぼり (箇所)	ぬまえび (箇所)	すじえび (箇所)	てながえび (箇所)	ひがい (箇所)
1	猪名川	1						
2	武庫川							
3	羽束川							
4	加古川	5	3					
5	市川							
6	夢前川							
7	揖保川	2	1	1	1	1	1	1
8	千種川	3	2		1	1	1	1
9	竹田川							
10	円山川	3	3		1		1	1
11	竹野川	1	1					
12	矢田川							
13	岸田川	1	1					
	計	16	11	1	3	2	3	1

2 この指示の日以降において、漁場環境の変化等により、増殖基準数量の達成が困難となった場合は、あらかじめその理由を付して委員会に届け出なければならない。

警 察 本 部 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成29年 2月10日

契約担当者

兵庫県警察本部長 太田 誠

1 調達内容

(1) 件名

自動車保管場所管理システム賃貸借

(2) 契約期間

平成30年 2月 1日 (木) から平成35年 1月31日 (火) まで

(3) 履行場所及び仕様

入札説明書による。

(4) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名

簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課に申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 井上
電話 (078) 341-7441 内線2273

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成29年2月10日（金）から同月27日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札・開札の日時及び場所
平成29年3月24日（金）午前10時30分 兵庫県警察本部4階 入札室

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成29年3月23日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に予定月数を乗じて得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成29年3月23日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

免除

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を平成29年2月27日（月）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成29年4月1日（土））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1(1)の件名の月額金額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を賃貸借できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約に関する条件

この契約については、平成29年度の予算が議決され執行可能となることにより効力を生ずる。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Makoto Ota, Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.

(2) Nature and quantity of the products to be purchased:

Car Parking Spaces Managing System 1 set (leasing contract)

(3) Lease period:

February 1, 2018 - January 31, 2023

(4) Lease place:

Hyogo Prefectural Police H.Q.

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 February 27, 2017

(6) Deadline for tender:

17:00 March 23, 2017 by mail

10:30 March 24, 2017 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Takuya Inoue, Finance Division, Hyogo Prefectural Police H.Q.

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext. 2273